

諸大名からみた柳沢吉保の政治権力

—柳沢家家老敷田重守宛書状から—

福 留 真 紀

はじめに

元禄十二（一六九九）年八月二十八日、当時大留守居を務めていた酒井雅楽頭忠挙は、当年の台風による百姓・旗本・大名の困窮ぶりを訴え、米不足対策としての酒製造の停止や、負担の多い大名火消の改善などを提言する書状を柳沢吉保に送った。忠挙はその末尾に以下のように記している。⁽¹⁾

貴公様何程思召候而茂、年寄衆夫程ニ不被存、被仰出候而も取上ケ不被申候儀者、何共可被成様有御座間敷察申候、先拙者存付候義故、如此御座候、以上、つまり、吉保がどのように考えても、老中の賛同を得られなければ物事が進まないというわけである。柳沢吉保の政治参加については、後の家宣政権期の間部詮房と比べても、政策を自ら立案するより、老中の合議への参加が多かつた事が明らかにされている。⁽²⁾また、表向きの政治だけでなく、中奥の廊下番という組織の支配でさえ、その職務上の指導や管理は行っていたが、俸禄や江戸城内の下部屋の普請、町奉行との折衝など将軍直臣に共通する事柄については若年寄があくまでも支配方であ

⁽³⁾ つた。つまり、吉保は老中を筆頭とする官僚組織の役割を損なわず、それにそな形で活動していたのである。そのことは、冒頭の酒井忠挙の発言に象徴されているといえよう。

吉保個人については、「常憲院殿御実紀附録 卷下」⁽⁴⁾に「よく思召をはかり。何事も御心ゆくばかりはからひし故。次第に御寵任ありしものなるべし」と述べられており、將軍綱吉の意向を忠実に実現することに務めるばかりで、何か固有の力で政治に携わっていたのではないといわれている。

以上のことは、柳沢吉保は個性を持たず、將軍の意向の実現に終始し、既成の政治組織を尊重しながら職務を果たしていた、とまとめられよう。そうなると、これまで俗説や風聞から強大といわれてきた柳沢吉保の政治権力は、全く否定されてしまったのだろうか。

ここで注目しなければならないのは、諸大名の吉保に対する評価である。これまで諸大名の官位昇進⁽⁵⁾や家格再興運動、家格維持交渉⁽⁶⁾の研究の中で、大名側が吉保の指導を仰ぎ、交渉を有利に進めようとした実態が明らかになっている。それは、吉保に政治権力があったからこそその諸大名からの接触であり、交渉の成功であったといえよう。

それでは、諸大名が吉保の政治権力を評価していたのはどのような点からなのだろうか。将軍綱吉は、その就任時に越後騒動の再審を行い、また賞罰厳明政策で官僚の入れ替えを計ったとされる。既決の事件を再び採り上げて將軍自ら裁断したり、職務怠慢な幕臣を厳罰に処すといったこれまでの政治体制にメスを入れる行為は、將軍の専制的な政治権力を諸大名に印象づけたに違いない。諸大名はこの点に注目し、綱吉の手足である吉保と結びつくことが、自らの家の問題の解決に有益であると判断したと考えられる。

一、柳沢家家老藪田重守宛書状について

本稿では、柳沢家家老敷田五郎右衛門重守に諸大名から送られてきた書状を分析することから、柳沢吉保の政治権力の実態に迫ることとする。敷田重守宛の書状は、現在、柳沢文庫と大和郡山市教育委員会に所蔵されている。また、敷田が編纂した「永慶寺殿源公御実録」春・夏・秋・冬（以後本稿の中では「源公実録」と略す）⁽⁹⁾の秋の巻や、これを編纂した際のものとの史料と考えられる「永慶寺（保山）様御意并覚書次第不同」⁽¹⁰⁾、「御意并覚書」⁽¹¹⁾の中にその写しが記されている。これらの史料から可能な限りの書状を整理し、時代比定を行い、分析の材料とした。

はじめに、これらの書状の多くが大名の自筆であることを指摘しておきたい。「御意并覚書」には、次のような記述が見られる。

松平譲岐守様より表向格立候御附届ハ御直状 其外之儀ハ五郎右衛門方江御自筆御書數通、當譲岐守様も御自筆被成下候事、
一、細川越中守様も譲岐守様御同前、五郎右衛門方江数通之御自筆
御書被成下候、此外御大名様方々御直書數通被成下候事、
(續利) (頼常)

御書局所一例。此外御書局不外御書類、功補用一例等。(信庸)

外之儀二八五郎右衛門方へ御自筆御書數通被遣候事、

つまり、表向きの重要な件については大名から直接吉保に書状を出すが、それ以外のことについては大名の自筆の書状が藪田宛てに出される

それ以外のことは、さういふことは、力名の自筆の書状が數日立てに出来た。

三十六
行狀

吉保本人ではなく家老の數田に對してまで諸大名が自筆の書

吉保の政治権力が太閤側に高く評価されてゐる。

吉備の政治権力が大名側に高く評価されてい

卷之三

二三の事実

卷之三

次に、書状の再しのある一史料について述べる。まず、

御書院の文庫

初沙士保「即即忠言即二、心即平生之即^子、最早比第二至り奉^子序矣而々

永慶寺様御忠信御仁心御平生之御様子最早此節二至り奉存候面々

及無御座、申伝へも末々事絶可申と憚ながら歎ヶ敷奉存候、殊尔ハ

(柳沢信鴻)
若殿様御事

永慶寺様御儀を御慕ひ被遊候御趣も、粗奉承知」とある
ように、吉保の行跡をたたえ、後世に伝えるために作成されたものである。春・夏・秋・冬の四冊、二十八項目にわたり、元文五（一七四〇）年に完成し、吉里の嫡子信鴻に寛保元（一七四二）年に献上されている。⁽¹⁴⁾

この史料では、前田加賀守綱紀（一通）・松平讚岐守頼常（十）・松平讚岐守頼豊（二）・細川越中守綱利（二十九）・松平紀伊守信庸（五）・酒井雅楽頭忠挙（二）・牧野駿河守忠辰（二）・堀田伊豆守正虎（二）・津軽越中守信政（二）・戸田采女正氏定（二）・佐竹右京大夫義處（二）の數田宛の書状を見ることができる。

一方「御意并覚書」では、前田綱紀（一通）・松平頼常（五）・細川綱利（九）・松平信庸（七）・酒井忠挙（七）・津軽信政（三）・堀田正虎（二）の書状の写しがある。「源公実録」と比べると顔触れも全体の書状数も少ない。しかしこの史料で注目されるのが、細川が「御自筆九十五通、御代筆二十通」、酒井が「御自筆十五通」、松平頼常が「御自筆廿弐通」、松平信庸が「御自筆十弐通」というように、一部の大名について、引用してある数とは別に數田が受け取った書状数が書かれている点である。これは、元文五年に完成する「源公実録」の取材段階で、數田の手元にあつた数と考えられる。書状を受け取つてから歳月をあまり経ていないことに加え、數田宛の書状を本人が整理していることから、おそらく実際に數田宛てに来た書状の数に非常に近いと解釈して良いだろう。

また、書状数が書かれている四人の大名は、特に柳沢家と関係が深かつたと考えられる。その事情を見てみると、酒井忠挙（忠清嫡子）の娘は柳沢吉里（吉保嫡子）の正室である。⁽¹⁵⁾ 松平頼常は酒井忠清の娘婿だため、綱吉政権期において立場が悪かったという事情を抱えており、吉保を頼りにしていた。松平信庸は、同じく忠清の娘婿だったことに加えて、元禄十（一六九七）年四月十九日より京都所司代を務めていたた

め、吉保の側室町子の実家正親町家と交流があつた。⁽¹⁶⁾ ただし、書状数が突出して多い細川綱利については特に柳沢家との関係性はみとめられない。⁽¹⁷⁾

本稿では、大名との日常的な関係に焦点を当てるという方針から、特に特殊事情や柳沢家との姻戚関係のない大名家に注目してみたい。そこで具体的には、以上の書状の内、細川綱利から送られた多数の書状を中心⁽¹⁸⁾ に日常的な柳沢家との関係について分析を進める。加えて立場の異なる大名にも目を向け、御三家や幕閣を構成する大名の検討も行いたい。なお「御意并覚書」に記されている細川綱利からの書状「御自筆九十五通、御代筆二十通」（計百十五通）のうち、管見の限り百十三通を確認することができた。また、本稿中に引用する書状については、特に断りのない限り柳沢文庫所蔵のものである。

二、細川家と柳沢家の関係

1、細川吉利をめぐつて

まずは、細川綱利の二男吉利の初御目見・縁組・官位叙任の事例から見ていただきたい。なお、綱利には貞享四（一六八七）年生まれの与一郎という長男がいたが、元禄十三（一七〇〇）年七月二十一日に死去しているため、本節で取り上げる時期には二男の吉利が細川家の家督を相続する⁽¹⁹⁾ と考えられていた。

吉利の初御目見については、數田重守宛の書状からその詳細が明らかになる。管見の限り、現存しているこの件についての最初の書状は以下に挙げる元禄十五年九月三日付のものである。

日々冷氣ニ成申候へ共、^(柳沢吉保) 美濃守殿御堅達ニ被成御勤、珍重奉存候、然者同姓千次郎事、昨日稻葉丹後守殿へ召連、^(老中・稻葉正往) 同公仕懸御目申候、此間、段々ニ首尾克仕廻申候、節句前ハ 御成、御出輿⁽¹⁹⁾ も御座候、其上、餘

日無御座候間、節句過申候而、御目見之願を可申上奉存候、併早ク奉願候て可然哉、此段宜様御申上頼入存候、以上、
(元禄十五年(20)九月二日)

細川綱利
細越中守

九月二日内々で老中の稻葉正往に会えたことを報告し、また、重陽の節句前は将軍家が多忙であるので御目見願の提出時期をいつにしたらよいか柳沢吉保に問い合わせてくれるよう申し入れている。

この書状に対しても〔細川吉利(マモ)〕の書状には、「同姓千二郎儀、御目見奉願之書付、来ル十一日其元様江差上、尤御月番之御老中へ茂差出可申候、又々前日ニ御自分迄御知セ可申候、隨而同姓千二郎名之儀、別紙ニ進申候、彼是可然様ニ御申上頼存候」とある。つまり、九月十一日に御目見願の書付を月番老中と同時に柳沢吉保（「其元様」）にも提出するとし、しかも前日には〔細川吉利(マモ)〕に知らせるという。加えて、別紙には改名の候補を記してあるので吉保に見せるよう依頼している。

願書提出前日の十日には「先日御自分と約誼申候故」として〔細川吉利(マモ)〕の書付、明十一日〔西九留守居・藤懸信濃守殿・永次〕御目見へ奉願候書付、甲斐庄喜右衛門殿を以其元様へ指上、尤御用番秋元但馬守殿へも指上申候」と報告している。願書は、御用頼の旗本を通して吉保と月番老中に提出するのである。その後の事情については、「細川家記続編」(元禄十四年九月十一日、松平輝貞)によると「元禄十四年九月十一日、〔細川吉利(マモ)〕千次郎様を御同道、柳沢出羽守様・松平右京大夫様江御出御対面、其後、土屋相模守様江右同断御出、翌十五年九月十五日御目見、内記様と御改被成候」と「御記録」にあるという。これら吉利の初御目見の一連の動きを見ていると、細川綱利は、藪田を窓口に、すべての指示を吉保に仰ぎながら物事を進めていることがわかる。この点については吉利と徳川

綱條（水戸家）の養女の縁組の場合も同様であるが、こちらは指南老中の土屋政直も大きな役割を果たしている。次の書状を見てみよう。

先日ハ酒井佐左衛門方を以、同姓内記縁組之義を申上候處、勝手次第^(細川吉利)
(老中・土屋政直)土屋相模守殿迄得御内意可申之由被仰上、忝奉存候、今晚相模守殿迄
得御内意可申存候願書之義者、相模守殿と御相談仕候上相認、御月番
御老中へ指上申候前ニ、其元様へ指上可申候、右之段々可然様ニ頼入
存候、以上、

（元禄十六年二月廿七日）

A 覚

この時は、酒井佐左衛門を通して吉保に問い合わせたようである。ここでの指示は、指南老中の土屋政直の指導を受けるようにとのことで、土屋と相談の上作成した願書は月番老中（秋元喬知）より前に吉保に提出するとしている。翌二十八日にも、吉利の縁組願の経過について「明朝以後朝之間ニ甲斐庄喜右衛門門^(普請奉行・甲斐庄正永)藤縣信濃守を以さし上可申奉存候」^(西九留守居・藤縣永次)と報告し、願書は數田にも提出するので、吉保に宜しく取りはからつて欲しいと伝えている。①綱利より柳沢家臣を通して吉保に問い合わせ、②その後指南老中に指導を受けながら書類を作成し、③それを月番老中に旗本を通して提出するが、その際に吉保にも提出する、という構図が見える。綱利は、まずは吉保に頼り、その手を放れた後も報告は怠らないのである。その後の経過は不明だが、同年三月十三日に幕府から縁組みが認められる。翌日、綱利は藪田宛に二通の札状を送っている。

A 覚
昨日ハ内々奉願候縁組、願之通被 仰出難有仕合ニ奉存候、隨而其元
様御取成故、早速首尾克御座候而、別而忝奉存候、昨日ハ拙者伺公仕、
(吉利)今朝ハ内記召連致伺公候へ共、猶又如斯御座候、以上、

(元禄十六年)
三月十四日

細川越中守

為入御養生被遊候、御様躰御輕儀ニ御座候、

B 尚々、別紙之御礼之通、宜様ニ頼入存候、以上、
別紙を以申達候、御自分ニ此間何かと御取持太慶存候、以上、

(元禄十六年)
三月十四日

細越中守

敷田五郎右衛門殿 参

いづれも敷田宛はあるが、Aは吉保（「其元様」）に対し、Bは敷

田（「御自分」）への礼状ということができるだろう。

その後吉利は、元禄十六年十一月二十二日に従四位下任侍従と御字を

拝領し「吉利」「兵部少輔」になる。その経緯についての書状は残つて

いないが、同年十二月十一日に敷田の取り持ちを感謝する書状があり、

翌年五月十四日付で「不相替御心入、別而者旧冬同姓兵部大輔事、数々

忝次第二奉存候、此已後之義諸事奉頼候由、宜様ニ御申上頼存候」と

の口上之覚も現存している。行き届いた礼状からも、一連の吉利をめぐ

る動向に、吉保を全面的に頼りにしていたことが伺える。

2、火之番

細川綱利は、宝永元（一七〇四）年九月七日（一説に六日）に幕府から増上寺火之番に命ぜられている。ところが、在任中の同二年閏四月一昼夜に増上寺方丈より出火し、御清御殿・新御殿・方丈・庫裏が焼失した。その際の綱利の様子について、江戸家老長岡監物が国元の家老に宛てた五日付の書状に、以下のように記されている。⁽²⁷⁾

敷田五郎右衛門殿 参

綱利はすぐに現場に駆け付けたが、非常に急だつたために鎮火に人が余り集まらずに焼失した部分もあった。しかし、大切な所は焼けずにつとめているとのこと。また、消火の際に方々を歩き回り足に怪我をしたが、薬を服用したり薬湯に入つて養生につとめており、軽傷だとう。ただ、火災の翌日の二日朝の時点では、足をくじいたことだけでなく気分も悪かったようで、その日の敷田宛の書状を家臣の岩間何五郎に代筆させたため、四日にはそれを詫びる自筆の書状を出している。その際、綱利は別紙として以下のような書状も送っている。

別紙、今度 御装束、御殿次ニ方丈焼失之儀、火之御番之内私一人之不調法之様ニ奉存候、遠慮之義、相模守殿迄可奉窺哉、是又御内意御申上、其様子御申越頼入存候、此状御自分一覽之上火中、以上、

閏四月四日

細川越中守

敷田五郎右衛門殿 参⁽²⁸⁾

つまり、火災の責任から遠慮すべきか土屋政直に問い合わせる必要があるかどうか、吉保の考え方を伺いたいと敷田に申し入れているのである。その後、綱利は处分を受けることなく、同年八月十六日に任を解かれている。その際も吉保の仲介があつたようで、取り成しに感謝する書状が残されている。⁽²⁹⁾

3、敷田外記について

ここまでのことから、細川綱利が、柳沢吉保やその家老敷田重守を何かと頼りにしていたことが読みとれた。敷田自身は、綱利との関係について、「御意并覚書」の中で次のように書き記している。

細川越中守様、何角御用向五郎右衛門江御頼被成候ニ付、何ニ而茂用事も候ハ、可申上候、美濃守殿ニ而重ク被為御召仕候御自分ヲ心安、

自分召仕之者と同し様ニ存候と申事ハ、如何慮外ニハ候得共心安サ之
趣ハ自分方ニ而側ニ而重ク召仕候者と同事心ニ存候、此儀ハ美濃守殿
江対し候而茂、如何ニ御自分ニも却而可被存候得共、自分之心底ヲ不
残申談候、必々何そ用向ヲ被申聞候ハ、別而自分ニ満足ニ可存など、
度々被仰候、

綱利に「自分召仕之者と同し様ニ存候」などと言われ、藪田の半ば得意
意氣な様子が伝わってくる。この部分から、綱利の柳沢家に対する態度
は、諸大名の中で特異な存在であったと推測できる。

藪田がこのことについて吉保に話すと、藪田の養子を細川家家臣に召
し抱える話が持ち上がる。「御意并覚書」の続きの部分を引用する。

保山様江申上候處、成程左様ニも可被存候、其方養子外記事願申候而
呼被出候様ニ致候ハ、末々も可然哉、直ニ越中殿家來江申候も如何ニ
思召候、幸、吉田藤大夫、越中殿家來へ訳も有之事ニ候間、藤大夫久
(細川家家臣)木村半平迄申させ、能可有哉と御意被遊候ニ付、段々申達候處、着
座之席と申へ御呼出し、高八百石被下、折々屋敷江も罷出御懇ニ被召
仕、保山様江茂御使者等被仰付候、

柳沢家と細川家の架け橋として、藪田の養子外記を細川家の家臣とす
るよう、吉保自身から提案があつたのだという。当時、藪田重守から
直接話を聞いた那須家家臣長野弥右衛門が書き残した宝永五（一七〇八）
年二月九日付の書状によると、外記は藪田に子供が産まれなかつたため
に養子とした人物であるとのこと。外記を迎えた後に、実子が三人も生
まれたので、細川家へ召し出されることになり、同年一月十一日に吉保
に御目見することになつたといふ。
(31)

こうして、柳沢家と細川家の双方に縁のある家臣が誕生した。(32) このよ
うな家臣は、両家にとつて非常に重要な存在となる。例えば、岡山藩池
田家の場合は、元池田家家臣でその後柳沢家に仕えた山中半兵衛とそ

の兄で柳沢家家臣造酒右衛門を通じて、柳沢家家老平岡資周・藪田重守
の知遇を得、綱政の少将昇進運動の糸口としている。(33) また、那須家の相
続問題では、那須家が藪田重守の「古主筋」であるということで、藪田
が取り次ぎを積極的に行つてゐる。(35) また、藪田外記の件で仲介役を務め
た吉田藤大夫も、具体的な関係は不明だが、「越中殿家來へ訳も有之事ニ
候間」とあり、同様な立場の人物といえるだろう。藪田外記にもそのよ
うな役割が期待されたと考えられるが、細川家家臣片山繁之丞が藪田重
守に宛てた宝永五年七月七日付書状に「御同姓外記殿御患災」などと触
れられている程度で、残念ながら管見の限り、現存する書状からその活
躍ぶりを見ることはできない。

ところが世間では、細川家が柳沢吉保の三男安基（母は飯塚染子）を
養子に所望したと言われていたようである。しかも、それを吉保自身も
了承していたにもかかわらず、月番老中の稻葉正往が「此事國元の家中
は同心するや否、外に近親もなきや、第一無縁の者養子、御条目にたが
ふ也。外の仲満へも相談可有」と述べたため実現せず、それが原因で稻
葉は將軍や吉保の不興を買ひ、老中を失脚したというのである。(37) 事実関
係を整理すると、細川吉利が死去したのが宝永三年四月二十五日、同四
年の稻葉の月番は四月と七月、稻葉が老中を退任したのは同年八月一日、
細川宣紀（綱利の弟利重の二男）の養子願が提出されるのは同年十二月
二十七日であるので、年日月についての矛盾はない。一方、「御意并覚
書」や「源公実録」には、松平頼常と有馬玄蕃頭則維が、いずれも吉保
の四男刑部経隆（母は正親町町子）を養子に願い出てきたが断つたとい
う話が記されている。綱利の場合も事実であれば、記される可能性が高い
と考えられる。加えて、実際に綱利が吉保の子を養子に望んでいたな
ら、藪田にその取り次ぎを依頼していたはずであり、その件についての
書状は一切現存していないことからもこの情報は疑わしく思われる。た

だし、世間的にも細川家と柳沢家の親密ぶりは有名であつたということは言えるだろう。その点は次節に取り上げる勝手詰からもうかがえる。

4、將軍御成の際の勝手詰

將軍綱吉の柳沢邸への御成は五十八回に及んだ。その際の「勝手詰」は、宝永五（一七〇八）年九月二十五日付の書状に「来月御成ニ付而御先詰奉願候（傍点は筆者）」とあることから、「先詰」とも言われている。⁴⁰⁾朝早くから自邸を出発し、將軍の御成前に御成先の屋敷の勝手に控え、將軍を迎えることをいう。

「御意并覺書」に「一、御成之節、松平伊与守様・細川越中守様、度々御勝手御詰、御講釈拝聞、御能拝見、御筆之物、其外拝領物被仰付候、伊与守様能被仰付、越中守様二者、⁴¹⁾〔講釈并能ノ脇被仰付候事、〕二、松平讚岐守様・藤堂和泉守様先酒井雅樂頭様御聾、雅樂頭様御不首尾二付、御両所様ニ茂御公辺御首尾悪敷御座候處、保山様御取持ニ而、御首尾能、御成之節、度々御勝手詰被仰付、御講釈拝聞、御能拝見、御筆之物并品々御拝領物被成候、讚岐守様ニハ御能も被仰付候」とあれば、細川綱利のほか、池田綱政・松平頼常・藤堂高久が勝手詰の常連と見られていたことがわかる。

それでは、勝手詰を務めるのはどのような人物なのか、綱利が初めて務めることになる元禄十五（一七〇二）年十二月五日を事例に検討してみよう。なお、以下に挙げるのは武家のみで、それ以外に医師と僧侶がいる。

この日は、細川綱利（熊本藩主）・池田綱政（岡山藩主）の他、佐竹義處（秋田藩主）・酒井内匠頭忠定（妹が柳沢吉里正室）・土屋采女定直（柳沢吉保娘婿）・折井入道正利（娘が吉保養女で黒田直重室）・折井淡路守正辰（折井正利嫡子。娘が吉保養女で松平輝貞室）・水野備前守勝

直（実子勝長が柳沢邸に在住）・武田織部信冬（父信正死後吉保のもとに寓居。武田家は柳沢家の主筋）・柳沢八郎右衛門信尹（母が吉保妹）・曲渕伊左衛門重羽（曲渕軌隆実弟で養子。軌隆の養女は松平吉里家臣柳沢保誠室となる）・曾雌人道自頓・曾雌權右衛門定政（両者とも吉保正室曾雌氏一族）・柳沢源七郎信尚（母が吉保妹）の合わせて十四人が勝手詰を務めている。⁴⁴⁾一見して、その殆どが柳沢家の身内であることがわかる。⁴⁵⁾この傾向はどの日を取つてみても同じであり、その中での細川・池田・佐竹の存在は特異といえる。勝手詰は、先に述べたように柳沢邸の勝手に詰めて將軍を迎えるという内容からも、柳沢家の身内が務める役そのものである。そこに連なる大名は、たとえ縁戚関係になくとも柳沢家に身内同前に見なされていると解釈できるので、意味のある特別な立場だというべきだろう。⁴⁶⁾

次に、細川の書状からその実態を検討していきたい。綱利は元禄十五年十二月五日・宝永三年二月六日・同年九月三日・同年十二月十一日・同五年十月五日の合計五回務めている。そのうち元禄十五年十二月五日と宝永五年十月五日の事例から見ていくことにする。

只今者美濃守殿より被成下候御奉書、來ル五日 ⁽⁴⁸⁾ 御成付而相詰可申由、寔以難有仕合奉存候、別紙ニ 上江之御礼之儀申上、宜様ニ御申上頼入存候、さて又此間段々美濃守殿御取成故首尾克、不浅忝奉存候、是又可然様頼入存候、御礼之儀者其元様迄伺公仕、五日已後御老中方・右京太夫殿江伺公可仕哉、今日伺公可仕哉、右京太夫殿各別御儀ニ御座候間、御一方までへ今日伺公可仕哉、不及了簡候、拙者御窺可成事候ハ、早承度存候、若今晚ニ而御座候ハ、夜二入不申内伺公可仕候、以上、

十二月一日

藪田五郎右衛門殿
參

吉保の奉書によつて知らされ、御札廻りを老中にまで行い、吉保以外では松平輝貞に特に御世話になつた、としていることから、勝手詰の選定は、側用人の担当業務であり、将軍の許可により決定されていると考えられる。

宝永五年十月五日の御成については、同九月二十五日付の三通の書状が残されている。一通目には、御成の日付が決定した御祝いを述べ、この頃気候も優れないことに加え、頭痛と口の中の膿に苦しんでいたため御祝いの伺候ができないので、今晚か明日の内に一族の細川采女正利昌を遣わし、体調が少し良くなつたら自ら伺候するとしている。二通目では、来月の御成の勝手詰を務めたいとの希望を示し、この件は伺候して願い出るつもりなので心得て欲しいとする。三通目では御成の日付は昨日の晩に吉田藤大夫より知られ、吉田にも宜しく頼んだと報告し、書状は三通とも火中に投じるよう依頼している。

これらを総合すると、細川綱利にとって、①御成の日付の情報は、細川家と柳沢家の橋渡しとなつてゐる柳沢家臣吉田藤大夫より得ていること。②御成の日付が決定すると柳沢邸に伺候して御祝いを述べること。③勝手詰の希望は、書状ではなく、伺候して願い出るべきものであること。④この様な書状は後に残ることは好ましいことではないこと、などが読み取れる。また、綱利にとつては柳沢邸の御成であることことが重要だつたようで、同じ將軍側近であつても、宝永五年二月十三日の松平輝貞邸、同二月二十一日の松平忠周邸の御成の勝手詰は、藪田への書状の中で断つてゐる。

5、江戸滞在の長期延長

これまでの様々な事例から、綱利が吉保を非常に頼りにしている様子

は、十分に明らかになつたと思われる。神沢杜口「翁草」に記されてい種々の逸話の中には、「吉保に詔ふ輩大家國主」として藤堂高久・池田綱政・細川綱利の名を挙げ、特に綱利については「細川三斎の曾孫にて、世に知られたる家柄なるに、などやらん諸家に抜んで、柳沢家へ追従詔世の人口を不愧、常に夜食を送り、後には御夜食料とて代銀にて遣し、又柳沢武運祈之為とて、護持院の月輪院へ大業なる祈祷をあつらへ、様々軽薄を尽さるれば、皆人嘲て夜食越中と異名せり。因茲吉保も細川事を殊に鼠負して、御城北之丸御普請御手伝を、表向は越中守に願せて勤之させ、内々金銀の出方は吉保が手法を以て細川方へは掛けざりしとぞ。」との文章まである。⁽⁴⁹⁾ 内容についての真偽のほこは疑わしいが、綱利が柳沢家との交際の点で諸大名の中で目立つ存在であつたことは間違いないだろう。

以上の「翁草」を批判したのが、「甲府少将吉保朝臣実紀」の著者坂田諸遠である。坂田は同書の「附錄」⁽⁵⁰⁾の中、綱利と吉保の親密さの原因となつたのは、本節で取り上げる綱利の江戸滞在願であつたとする。これは、綱利の母清高院が病に伏せつており、参勤で綱利が国元に戻ってしまうと今生の別れとなるかも知れないという母の嘆きを受け、綱利が江戸滞在を願い出たことに対する、孝行を重んじる吉保がその実現に手を貸し、綱利もその厚意を忘れず、深く親交を結ぶようになったといふのである。「美しい物語」のような印象を受けてしまうが、綱利が母清高院の介抱のため幕府に江戸長期滞在（三、四年）を申し出て、その取り成しを吉保が行つた点は事実である。「御意并覺書」には、「御老中様方ニハ權現様御定目相違申之由被仰候段、達 上聞候處、願上ヶ 御上々願之通被 仰出候ニ何之障り無之事ニ被思召候、自分ニ交代之時節ヲ乱シ候段ハ、決而不成事ニ候由、上意ニ御座候旨、被 仰出相済申候」と記されており、老中の反対がありながらも最終的には将軍より認めら

れた事情が記される。また、吉保への深い感謝の意をあらわした、次のような書状も現存する。

老母為介抱之在府之儀奉願候處、今朝秋元但馬守殿二而如願被仰渡
誠以難有仕合ニ奉存候、偏ニ其元様御取成故と不淺忝奉存候段、難尼
筆紙御座候、罷帰清高院ニ申聞候ハ、さて難有奉存ニ而可有も御座候
幾重ニモノノ可然様御申上頼入存候、以上、
(宝永四年)

八月十一日

斎田五郎右衛門殿参(52)

なお、清高院の病のために、本来五月月中旬に江戸出発の所を八月、九月まで延長することは、家綱政権期にすでに二回（延宝三・五年）、綱吉政権期に三回（元禄十二・十四・十六年）認められている。⁽⁵³⁾

三、紀伊家と柳沢家の関係

6、柳沢家側の対応
これまでのところは、綱利が吉保の取り成しを受ける場合ばかりであったが、ここでは逆の事例を取り上げる。

本節では、御三家の一つである紀伊家と柳沢家との関わりについて見ていくこととする。まず、端裏書に「曲渕市兵衛様江紀州御家来々参候」とある書状を示してみたい。
(上) 稲葉・吉蔵
(下) 伊藤・吉蔵
(志川七郎)
(志川四助)

吉保は、吉里がいすれ國持大名となることを見越して、留守居を設置し、留守居仲間に入ることを考えていた。松平輝貞に相談したところ、今は必要なくとも年月が過ぎてから入るのは難しいので、今入つておくべきであると同意された。そして「此方様江御懇」の大名の内、藤堂亮久と細川綱利に頼み、両家の留守居の取り持ちでようやく仲間に入れてもらつたという。その時の書状と思われるものが、以下のものである。

残暑之節、其元様弥御堅固御勤被成候、柳沢吉星其外御一家様御下屋敷ニて御母義様御息災、旁以珍重奉存候、然者伊勢守殿御留守居之儀ニ付此間承申候、此方之為ニも能候而、別而太慶仕候、拙者方之留守居之者共ニも隨分無腹臓申談候様ニと申付候、急度被仰上候儀必々御用捨、御自分迄如此御座候、以上、

七月廿一日(55)

細川越中守

數田五郎右衛門殿参(56)

綱利側も「此方之為ニも能候而」と喜んで取り持ちを行つてゐる様子がうかがえる。

ただし、吉保は、綱利の厚意に甘えることはなかつたようだ。「御意并覚書」^[57]に「一、水戸様御下屋敷御庭、細川越中守様御下屋敷御庭、五郎右衛門江御見せ被成度由、度々被仰遣候得共、保山様御遠慮二而不被遣候、其外脇々々被仰越候得共不被遣候」とあるように、柳沢側は、綱利だけでなく、たとえ御三家に対しても、節度をもつて付き合おうとしていたことがわかる。^[58]

「一日」に吉憲が家督を相続したが、そのような重要な事について全く相談を受けないのでは縁を結んでいる意味がなく、この様な対応をされるのであれば、徐々に諸事届けなどを省略していき、ゆくゆくは付き合いを遠慮したいと考えているとのこと。「了簡も可有之時節」というのは赤穂事件の関係で綱憲の実子吉良義周が同年二月四日に諏訪安芸守忠虎に預けられた直後を意味しているのだろうか。紀伊家としては相続について慎重に事を運ぶべきと考えていたのだろう。⁽⁶⁰⁾ 穿った解釈をすれば、これを「實に、紀伊家側は世間的に評判の悪い吉良家と縁の深い上杉家」と距離を置きたいと考えていたのかもしれない。

ここで注目したいのは、この書状が紀伊家の家来が綱教の正室鶴姫の用人曲渕軌隆に宛てたものという点である。曲渕の立場について以下の書状を示してみたい。

正月七日 曲渕市兵衛

安宮（徳川光貞の御簾中）⁽⁶¹⁾ への將軍家の上意に対する光貞・綱教父子の御札の口上書が御用役から託されたので届ける、との内容である。つまり、口上書は紀州家御用役から曲渕、藪田重守、柳沢吉保というルートを経て將軍綱吉に達することとなり、曲渕は紀州家から吉保への橋渡し役を務めている。また、曲渕は柳沢家の家臣と姻戚関係にあり、將軍の柳沢邸御成の際、度々勝手詰を務めている人物であるため、紀伊家の臣はこのようなるべく意識して曲渕に冒頭の書状を出したのだと考えられる。しかも、書状の写しが藪田家に残っているということは、紀伊家家臣の目論見通り、曲渕が藪田に書状を持ち込み、おそらくは吉保

から綱吉まで話が通じたのではないかと推測される。紀伊家としては、不和の実状が自分以外の所から綱吉の耳に入ったり、ましてや悪い印象を与えるようなことは避けなければならなかつた。そこで、自ら内々に吉保に実態を伝えることによって、もし何らかの対処が必要であれば指示を受けようと想えていたのではないだろうか。⁽⁶⁵⁾

四、大久保家と柳沢家の関係

最後に、幕閣を輩出する家と柳沢家との関係について検討してみたい。まず、「大久保加賀守様」と端裏書のある以下の書状を検討する。

口上之覚

今朝、貴様迄申進候之趣、早速被仰上候由段々被仰聞候趣、委細致承知御尤至極奉存候、方々様より御逢被成度由、度々申来、其上御参府之御方々様并御暇被仰出候御方々様ニ茂御逢被成度旨申来候得共、御壹人様江御逢被為遊候而者外江御断難被遊被為思召候旨、御尤之御事ニ加賀守・^(天久保忠朝)隱岐守奉存候、別而差懸申儀ニ而茂無御座候間、重而外様江御逢被為遊候御時節之御序ニ伝吉郎御目ニ懸度奉存候間、内々貴様左様御心得被成被置可被下候、被入御念思召之段委細被仰聞、別而忝得其意奉存候、右之段御答芳為可申進、私儀御小屋迄致伺公申置候様ニと加賀守・隱岐守申付候、尤此御答被仰聞候二者及不申候間、御序次第宜様ニ御自分様被仰上被下候様ニと父子共ニ申候、且又いつ成共外様江御逢被成候節、貴様より御左右被成可被下候頼入存候由、加賀守・隱岐守申候、以上、

四月廿一日

使者 山本角兵衛

四月二十一日の朝、大久保家側が藪田重守を通して、柳沢吉保に吉吉郎忠英に会つて欲しいと申し出た。藪田はすぐに吉保の回答を大久保家に伝えており、この書状はそれに対する返事である。柳沢家側は、多く

の大名が頻繁に面会を申し込んで来る上、参勤交代で江戸を出発・到着する大名もいるので、一人に会つてしまつと他が断れなくなる、という。幕閣を出す家だからと、大久保家を特別扱いをするわけではないようだ。大久保家側は、柳沢家の回答をもつともしながらも、特に差し迫った事情があるわけではないので、他の大名に会うついでにでも面会して欲しいとの意向を示している。将軍御目見の際には、その手続きの過程で吉保にも当然面会すると思われる所以、この書状は宝永元（一七〇四）年十一月二十八日の忠英の初御目見以前のものと考えられる。

それでは、大久保家側が、吉保に嫡男との対面を切望したのはなぜだろうか。忠英の祖父である大久保加賀守忠朝は、家綱政権期の延宝五（一六七七）年七月二十五日に老中に就任し、元禄十（一六九七）年六月二十五日に奉書の加判をゆるされ、翌年二月十五日に退任している。⁽⁶⁶⁾一方、忠英の父隱岐守忠増は奏者番、奏者番兼寺社奉行を経て、貞享四年（一六八七）年十二月十八日に若年寄に就任したもの、翌元禄元年八月二十七日に職を辞し、奏者番就任後の天和三（一六八三）年十一月二十二日に得ていた一万石も返還している。⁽⁶⁷⁾このように見ていくと、先に示した書状の時点では、大久保家で老中・若年寄を務めている者はいなかつたことになる。忠増の一年未満での退任理由は病氣とされており、將軍の不興を買つた結果ではないようだ。しかし、大久保家としてはこのまま幕閣からはずされてしまう懸念があり、吉保に頼る結果になつたのではないだろうか。その後、宝永二年九月二十一日に忠増は老中に就任し、同三年二月二十一日に、忠英は吉保の養女幾姫と婚約する。「源公実録」では、この縁組みについて「御懇成 御思召に被成御座候由」と記されており、柳沢家と大久保家の関係がうかがえる。もちろん、親族となつてからの将軍の柳沢邸御成には勝手詰を務め、忠英だけでなく忠朝までも参加している。⁽⁶⁸⁾

ただし、両家の関係で注目すべきは、綱吉政権が幕を下ろすとその立場が逆になった点である。つまり、柳沢家が大久保家を頼りとする公式が生まれるのである。将軍代替わりによつて、それまでの地位を失う側近と、維持する老中の違いがここに現れる。それでは、具体的な事例を挙げてみていくことにしよう。

宝永七年十二月、吉保は、老中と間部詮房に高上げ願の書付を綱吉の朱印状を添えて送つてゐる。その背景は、柳沢備後守信尹（母が吉保妹）から勘定組頭萩原源左衛門美雅に宛てた書付（日付不明）の控によると、以下のようなものであった。

宝永元申年甲州ニ而三万三千弐百石余、駿河之内ニ而六千石余、都合拾五万石余被下置候、此節之御加増三万九千弐百石余、先年上方ニ而四万石余之物成詰之通ニ、此度之御加増も被下置候旨、被仰出候、其上只今迄上方ニ而能場所被下置候間、上方・川越ニ而取來候物成減不申候様ニ被下置候段被仰出候、右駿河ニ而拝領仕候分ハ指上ヶ、甲州ニ而一所ニ拝領仕度段奉願、是又其通ニ被仰付候、右之趣之割合を以被下置候付、内高七万七千四百石余被下置候、御朱印拾五万石余と申文言之御退キ、三郡一円ニ被下置候御文言ニ而頂戴仕候、国高之通御直シ可被下置候得共、⁽⁶⁹⁾旧冬拾五万石余之高ニ被仰付間茂無之候間、時節可有申候、其節三郡一円高弐拾弐万八千石余國高之通被遊可被下置候旨、上意ニ而御朱印頂戴仕候、つまり、綱吉政権期に柳沢家に与えられた三郡一円の実質の石高は一二万石余で、知行高十五万石余と相違があつた。しかし、宝永二年閏四月十五日の綱吉の朱印状発給の時点では、同元年十二月二十一日に加増されて間もなかつたので、その文言には石高ではなく「三郡一円」とのみ載せ、しかるべき時期が来たら国高の通りにする、との上意だつたのである。そこで、将軍代替わりの朱印状が出される前に、柳沢家は高

上げ願を申し出ることとなる。朱印状に二十二万石余と明記されれば、今後柳沢家が所替えに成った際も幕府は二十二万石余の領地を与えないければならなくなる。一方、知行高の十五万石余と明記すれば、二十二万石余は、甲府に居る間のみということになる。そこがこの問題の争点である。

この件について、大久保忠増は敷田に対して「御高上ヶ御願之段御尤千万存候、夫ニ付此間御用部屋ニ而此儀申出シ候ヘハ、拾万石武州おし阿部豊後殿正喬公何之わけも不被存、それハ御作法ニ障り可申由被申候ニ付、自分申候ハ、三郡一円之國高ニ被仰出候へハ、何之外ニ障り無之事ニ候由申候ヘハ、土屋相模殿政直公所替之節障り可申由被申候ニ付、自分申候ハ、七万五千石常州御朱印之御文言ニ候へハ、甲斐守よつゝの御咎御座候ハ、国替可被仰付候、それ御朱印写シ、と申候而御祐筆衆ニ取よせよませ、あの通り成御文言爾て候由申候ヘハ、相模殿初、有無の一言も無之候、此上何とそ相調申様ニ致度事」と語っている。⁽²⁾阿部正喬が理由が無く作法に反する、土屋政直が所替えの時に問題が生ずる、と懸念を示す中、忠増のみが「三郡一円之國高」とあるのだから支障はない、と朱印状の文言を示して二人の口を封じているのである。忠増が柳沢家に有利に動いていることがわかる。

家宣政権期となり、側近として政治権力を持つてゐるわけではない柳

沢家を支持することは、大久保家にとつて特に利点があるわけではない。それでも、忠増が他の老中と違い、このような立場をとるのは、ひとえに嫡子忠英の正室が吉保の養女であるからだと考えられる。このように、老中を出す家と親交を深めて姻戚関係になることは、柳沢家にとつては次世代への保証になるという重要な側面があり、吉保はそこまで見越し

た上で大久保家との関係を創り上げてきたのではないだろうか。最後に、高上げ願の結果について付け加えておこう。結局、忠増の意

見に他の老中が納得したわけではなかつたようだ。同八（正徳元）年正月九日に吉保が登城し間部詮房と対談した内容をみると、吉保は宝永六年の段階で、高上げについて將軍家宣に願い出ており、それに対し家宣も認めるよう老中に二度までも申し入れたが、「殊之外御作法ニ障り可申」と賛同されなかつたとのこと。これは、先に見た阿部正喬の意見そのものである。間部は、將軍側としても再び老中に申し入れて同じ回答だつたらこれ以上対処できないので、今度は吉里から願書を提出することを勧めている。高上げに反対しているのは老中で、この件についての主導権も將軍側ではなく老中が握つてゐるようである。吉保は間部に対し、「甲斐国高隱シ候得ハ日本国国高分限帳高減申候、左候得ハ 御為ニも如何と存候、拙者義隱居仕候而も、御為惡敷義御作法ニ障り候義を願可申所存努々無之候」と自らの正当性を主張している。⁽²⁴⁾

その後、間部の助言通り、參勤で出府した吉里より同年四月十三日付で老中に願書が提出されるが、これが認められることはなかつた。正徳二年四月十一日に発行された將軍家宣の朱印状には、「甲斐国領山梨・八代・巨摩三郡之地、都合拾五万千石百八拾八石餘事」と記されていたのである。⁽²⁵⁾

おわりに

本稿では、柳沢吉保の政治権力の本質に迫るために、諸大名の視点に注目し、彼らが吉保をどのように評価していくのか分析した。

以上見てきたように、外様大名、御三家、幕閣を務めている大名、と立場は違つても、すべて柳沢家と積極的に関わりを持つとしていた。また、本稿で分析した大名ばかりでなく、大久保家臣山本角兵衛の書状にあつたように、参勤交代で江戸を出發・到着する者をはじめ多くの大名が頻繁に面会を申し込みで来るなど、諸大名の吉保の政治権力に對

する評価の高さを読み取ることができた。

それでは、吉保の政治権力とは何なのだろうか。細川綱利は、家督相続者である吉利についてや、火之番を務めていた時期に増上寺の火災が発生した際の対応を相談しているし、紀伊家は上杉家との不和の実状を報告、大久保家は家督相続者である忠英への対面を吉保に要望している。これに、先行研究にあつた官位昇進や家格再興運動、家格維持交渉などを総合して考えると、柳沢が関わった事柄は、それぞれの大名家の存続に関すること、とまとめられる。

諸大名にとつては、越後騒動が大きな衝撃だったのではないか。この事件から諸大名は、綱吉がこれまでの将軍とは違い、将軍主導で大名に対する政策を行うこと、家門大名や家柄の高い譜代大名であつても、改易、失脚させられることを学んだ。よつて、大名家の存続という問題がこれまでにも増して重要な関心事となつたと考えられる。

実際、大名家のあり方に関しては、老中ではなく将軍の意向が大きく働いていた。元禄年間に本多下野守忠平に対して、柳沢の方から年頃もちようど好いので、四品願を出すように勧めている事例がある。⁽⁷⁶⁾実は、忠平の父忠義は従五位下で延宝四（一六七六）年に亡くなつており、忠平の四品願は異例といえよう。しかしながら、忠平は元禄六（一六九三）年十二月十八日に従四位下に叙任され、御成の勝手詰や講釈拝聞、能拝見を許されるようになる。次代の忠常（忠義六男。忠平養子）も宝永四（一七〇七）年十一月二十三日に任じられるが、その後の忠直は、忠義と同様に従五位下まで止まつており、本多家が従四位下であるのは忠平・忠常の時のみである。⁽⁷⁷⁾綱吉政権期の対大名政策における将軍の影響力の大きさを見ることが出来る。

以上のような状況から、諸大名にとつて、幕府対策は老中に向けてだけではなく、将軍に直結するものでなければならず、そのためには、将

軍への窓口である吉保との親交を深めておくことが必至であった。特に御家に問題が無かつたと思われる細川綱利も、以上のような事情から吉保との交流を図つたと考えられる。ただし、綱利の場合は、藪田重守宛に百通を越える書状を送つたり、勝手詰を務め、藪田の養子を家臣に召し抱えるといった諸大名の中でも目立つた親密ぶりが、世間には特異なものに受け取られ、俗説・風聞を賑わすことになつたようだ。この点については、綱利の幕府対策が他の大名と比べて慎重だと捉えることもできようし、大量の書状については、細川家には忠興・忠利父子のように当主に書状を良く書く人物が多いことから、書状のやりとりこそが政治の基本であると考へる傾向があり、これこそが綱利の政治スタイルといえるのかもしれない。

また、将軍家親族である御三家や、幕閣を構成する大名までもが吉保を頼りにしていることは、将軍綱吉との関係を持つための唯一のルートとして柳沢吉保の存在があつたことを表している。吉保の政治権力とは、将軍綱吉との繋がりそのものということができるだろう。

ただし、以上見てきたような諸大名と吉保の関係は、柳沢家側へも利益をもたらしていたことを見落としてはならない。吉里の留守居設置には細川綱利と藤堂高久の助力があつたし、大久保家との姻戚関係は、家宣政権期での高上げ願の際に、老中大久保忠増の後押しを得ることに繋がつた。これらは偶然の副産物ではなく、吉保の次世代を見据えた動きと解釈できる。なぜなら、吉保が将軍側近として権力を握るのは一代限りで、吉里にその位置は繋がらないという予兆は、綱吉政権期から既にあらわれていたからである。吉里は、元禄十四年十二月二十一日に「外様四位の年賜の次第」に従うよう仰せ付けられ、同十五年十二月一日に侍従と成つた際にも外様大名の順次に従うよう申し渡された。⁽⁷⁸⁾加えて「覚書」には、吉里が部屋住の頃、国持大名の扱いで正月二日に登城す

るよう指示されたので、吉保が老中の秋元喬知に対し、年始は一日も早く御目見したいと要望し、元旦の登城が決まったとの記事がある。そこには「保山様御心底ハ御普代御はなれ不被遊御思召と乍憚奉存候」との付箋がつけられている。百六十石からスタートした柳沢家にとつて、国持大名は破格の待遇ではあるものの、それは吉保が綱吉政権で譜代扱いを受けていても、次の政権では吉里が幕府政治に関わらない一介の外様大名として扱われることを意味していた。吉保はそれを見越した上で、いかに柳沢家を維持していくかを考え、その対応に諸大名との繋がりを利かしていいたのである。諸大名と柳沢吉保の交流には双方向に「大名家の存続」の問題が関わっていたといえよう。

註

- (1) 「御老中方窺之留」（姫路市立城内図書館所蔵酒井家文書、前橋市立図書館所蔵のマイクロフィルムを利用した）。
- (2) 深井雅海「元禄～正徳期における「側用人政治」——柳沢吉保と間部詮房の伝達・取り次ぎ機能を中心に」（『徳川将軍政治権力の研究』第一編第二章、吉川弘文館、一九九一年）。
- (3) 挿稿「廊下番支配をめぐる側用人と若年寄——廊下番頭根来正縄の記録から」（『日本歴史』第六二七号、二〇〇〇年）。
- (4) 黒板勝美編『新訂増補 国史大系 第四十三巻 德川実紀 第六篇』（吉川弘文館、一九九九年）。
- (5) 堀新「岡山藩と武家官位——池田綱政の少将昇進をめぐって」（『史観』第一三三冊、一九九五年）。
- (6) 挿稿「酒井忠孝の「譜代」意識——綱吉政権における家格をめぐる動向から」（『ぐんま史料研究』第十九号、二〇〇一年）。
- (7) 白根孝胤「尾張藩における幕藩間交渉と城附・取持」（岸野俊彦編『尾張藩社会の総合研究』第二編、清文堂出版、二〇〇四年）。
- (8) 元禄十年より家老を務める（『重臣略譜』柳沢文庫所蔵）。

(9)

- 大和郡山市教育委員会所蔵豊田家史料、五〇〇五。なお、柳沢文庫が同内容の「永廟御実錄」上・下を所蔵しており、「柳沢史料集成 第一巻 源公実錄」（一九九三年）で翻刻されている。この史料では、教育委員会本で下札が付されている箇所が「下札に…」と記されていることなどから、教育委員会本の淨写本と考えられている（「一新発見——柳沢吉保・吉里関係資料速報展」主催 甲府市教育委員会、一九九六年、「展示解説」より）。また、柳沢文庫本の「源公実錄」は、辻達也氏が「源公実錄」について（『江戸幕府政治史研究』第十三章、続群書類從完成会、一九九六年）で解説されているので参照されたい。辻氏は触れていないが、他に月桂寺が「永慶寺前甲斐国主源公実錄」上・中・下を所蔵している（東京大学史料編纂所架蔵謄写本、一〇四四一一〇）。内容は、「秋」の全部と、「冬」の一部が無く、漢字にふりがなが振つてあるところが特徴である。また、「春」「夏」のみの内容の「柳保山行實」（国立公文書館所蔵、一五八一四二九）もある。

- (10) 大和郡山市教育委員会所蔵豊田家史料、五〇〇五。内容や、中に「是迄御實錄入」「此ヶ条茂御實錄入」「是ヨリ未不残御實錄入」という付箋があることから「源公実錄」を作成する際にもととなつた史料と考えられる。なお、このような性質の史料はこれだけではなく、他に「保山様御意之次第并大久保加賀守様・黒田豊前守様・柳沢備後守様被仰聞候次第」（五〇〇六）、「常憲院様御朱印之写 他」（五〇〇八）、「覚書」（五〇三四）などがある。
- (11) 「源公実錄」に引用されている書状の一部には年が記されているものがあるが、原本はもろんのこと、二冊の史料にある写しの殆どは年が書かれていない。
- (12) 「源公実錄」にも同内容の記述がある。
- (13) 「源公実錄」や「御意并覺書」に写しがある他の大名についても、すべて自筆であると記されている。
- (14) 柳沢文庫には、他に、享保十九年十二月に藪田白鷗（重守）から息子の藪田市正（邦守）宛てた「永慶寺様御意ヶ条之内 書抜」という史料が所蔵されている。内容の多くは「源公実錄」の中にも見える。表紙

- (15) 酒井忠拳については、前掲拙稿註（6）を参照されたい。
- (16) 松平信庸から藪田重守宛てた宝永五年閏正月七日付書状（「源公実錄」御意并覺書）に「尚々、御自分無事候哉、爰元別条無之候、正親町殿弥御息災之由にて万々重而可申述候、以上」とある。
- (17) 綱利は、池田綱政（堀氏前掲論文註（5））と同じく元禄九年十二月四日に少将昇進を果たしており、おそらくは池田家同様それ以前に官位昇進運動を行つたものと考えられるが、それらの書状は、管見の限り藪田家側には残っていないようである。その後は、綱利の大名としての生活に大きな変動はない（『寛政重修諸家譜』第二一三二一～三一二頁。これ以降『寛政譜』と略す。）。
- (18) 「寛政譜」第二一三二三頁。なお、吉利の初名は利章で、元禄十六年十一月二十二日に吉利に改名するが、本稿中では混乱を避けるため、吉利で統一する。
- (19) 「源公実錄」に写しがある。本史料では、「御入輿」となっている。
- (20) 「源公実錄」では、日付の横に「元禄十三庚辰年」との記載があるが、柳沢吉保は、元禄十四年十一月二十六日より「美濃守」を名乗るようになるので、本書状は元禄十五年のものである。
- (21) 東京大学史料編纂所蔵謄写本（四一七五一一三九七）。
- (22) 酒井佐左衛門は、少数ではあるが藪田重守宛の書状に登場しており、柳沢家と細川家の取り次ぎを務めていることが分かる。時代は後になるが、「甲府御城主之節分限帳」（柳沢文庫所蔵）では「御年寄」の役職にある。
- (23) 縁組み相手の選定についての書状が残っていないのは、水戸家の養女が、初めに吉利の兄の与一郎と婚約していたため、吉利の相手とするのに問題がなかったからだと考えられる。宝永二年四月七日付で「今度、
- (24) 前掲註（18）。
- (25) 「源公実錄」。
- (26) 翌年の五月に再び札状を送った背景には、元禄十六年十一月二十一日の時点で綱利は国元におり、翌年の四月一日に参勤で江戸に到着したからとを考えられる。
- (27) 前掲註（21）。
- (28) 「源公実錄」に写しがある。「源公実錄」には「元禄年中」とあるが、閏四月があるのは、宝永二年であり、明らかに誤りである。
- (29) この藪田宛の書状では、八月十六日に老中小笠原長重より留守居が呼び出されて申し渡された、とある。「細川家記」は宝永二年八月六日に火之番の職を解かれたとしているが、宝永二年八月の月番老中は小笠原であるので、書状の年を宝永二年と比定し、こちらの日付を採った。
- (30) 「着座」という座配は、細川家特有のものであったのか、元禄十六年正月十一日に、岩間何五郎と片山繁之丞が仰せ付けられた際、堀内伝右衛門が預人の赤穂浪士に、どのような座配の役儀なのか尋ねられたという。その際の回答によると「他家にて申さば番頭の類」、小身でも家筋の良い者が申し付けられ、番頭よりも上座も下座もあつたとのことである（堀内伝右衛門著「着座」）。
- (31) 那須隆家文書、甲十四一四（栃木県立文書館所蔵写真帳）。（栃木県立博物館調査研究報告書「那須家資料」（栃木県立博物館、一〇〇三年）。本史料については、岡崎寛徳氏に御教示いただいた。
- (32) 藪田外記は、男子を得ることなく正徳四年に死去し、細川綱利は重守の三男元右衛門を養子に希望する。それを受け吉保は、藪田家は次男も他家に養子に出しているために、家が「薄ク」なつており、三男はたゞえ小身であつても手元に置き、藪田夫婦が孝行を受けるべきであるとし、

兵部大輔抱瘡仕候故、当月之婚礼暫延引儀申上候處、委細之趣忝奉存候、猶又可然様頼入存候、以上」という書状があることから、宝永二年四月に婚儀を行う予定だったことがわかる。ただし、吉利も同三年四月二十日に死去するので、この縁組みも実現しなかった。

養子は他から出すようとの意向を示している。結局、藪田の又甥が外記の養子となる（「御意并覺書」）。もはや綱吉政権期ではなく、柳沢の隠居後であるが、綱利が藪田家との繋がりを持続させようとしていることがわかる。

五年十月十一日である。

（43） 勝長は、元禄十三年十一月十二日に將軍綱吉の意向で、柳沢の神田橋邸内に移り住んだ。翌年十一月二十六日の將軍柳沢邸御成の際には、綱吉が勝長の居宅を訪ねている（「寛政譜」第六一四六頁）。

（44） 「樂口堂年錄」（東京大学史料編纂所架蔵謄写本、一〇四四一一四四）。

なお、この日に松平頼常が詰めていないのは、国元にいたためである。

（34） 那須家の事情については、岡崎寛徳「津軽・那須家の養子縁組・相続儀礼」（弘前大学国史研究第一六号、二〇〇四年）を参照されたい。

（33） 堀氏前掲論文註（5）。

（35） 「源公実錄」。

（36） 柳沢文庫には四月九日付（年は不確定）で「今朝四ツ時時分、其元様伺公仕候、御自分何とぞ被出合候様ニ頼入存候、若々御用多ク察申候ハ、藤大夫へ逢申候ニ被達可給候、以上」との書状がある。細川家にとっては、藪田が不在の時は、その代理が務まつたということであり、その立場の重要性が伺える。

（37） 「鶴籠中記」宝永五年三月二十日（名古屋市叢書統編 第十一卷 鶴

鶴籠中記（三））（名古屋市教育委員会、一九六八年）。

（38） 「源公実錄」には、松平頼常が、元禄期に日光への名代や、將軍の紅葉山御宮参詣の先達を務めしたことについて、吉保に御札の気持ちを表すために、刑部を養子に所望したとある。なお、頼常は正親町町子の姉妹の一人を養子となつた頼豊の正室に、もう一人を頼豊の養女に迎えることになる。

（39） 有馬の事情は「御子無御座候ニ付」と簡単に述べられている。おそらく、宝永五年七月七日に長男則矩を八歳で、同年十一月二十三日に次男大次郎を七歳で亡くした後、宝永六年に三男則如が生まれる間の事と考えられる（「寛政譜」第八一五六、五七頁）。

（40） 「細川家記」元禄十五年十二月五日条にも、「松平美濃守殿亭ニ御成ニ付而、御先詰被蒙仰、早朝より御出被成候」とある（傍点は筆者）。

（41） 後者の史料のみ同内容のものが「源公実錄」にある。

（42） 池田綱政は、柳沢邸の將軍御成四回（大納言御成）二回の勝手詰を務めた。その内訳は、將軍は、元禄十五年十二月五日・宝永三年九月三日・同年十二月十一日・同五年十月五日。大納言は、宝永三年十月五日・同

（45） 「御意并覺書」「源公実錄」。他にも、頼常は国元でも健康のために能を練習していると、藪田に書き送っている（「御意并覺書」「源公実

錄」十一月四日付書状）。

（46） これは、他家への御成の場合も同様である。宝永五年二月二十一日の松平伊賀守忠周邸への御成で勝手詰を務めたのは、保科兵部少輔正賢（「寛政譜」第四一三五七頁）・松平近江守信周（第一一四八頁）・本多因幡守忠能（第一一一五一頁）と医師の渡江松軒老であつた（「忠周様御代覺書」上田市立博物館所蔵松平家文書、一九九）。松平信周の祖父忠国と忠周の実父忠晴とは兄弟である。また信周の父信重と保科正賢の母と本多忠能の母は兄妹である。

佐竹義處の勝手詰は、この一回のみであった。

（47） 大石慎三郎氏によると、諸大名の中に當時柳沢邸に詰めて、來訪者の取次やその応対をかつて出るのがおり、特に有名なのが松平頼常・藤堂高久・池田綱政・細川綱利で、人々に柳沢家の玄関番とあだ名されたとされている（同氏「江戸時代」中央公論社、一九七七年）。この逸話の出典は中瀬勝太郎「徳川時代の賄賂秘史」（東洋経済新報社、一九三五年）であり、中瀬氏は、「三王外記」に記されていることとしているが、四人

- (49) 日本隨筆大成編輯部編『日本隨筆大成』(第三期)二十一 吉川弘文館、一九七八年。
- (50) 東京大学史料編纂所架蔵謄写本(二〇四四一七五)、「源公実録」に同内容の記事がある。
- (51) 「源公実録」に写しがある。
- (52) 参勤交代の年月日については、右山幸介「細川氏の参勤、就封の期日について」(熊本史学)第五九号、一九八三年を参照した。
- (53) 「覚書」(五〇三四、前掲註(10))、「源公実録」。
- (54) 「源公実録」では、日付の脇に「元禄十七年申年」とある。
- (55) 「源公実録」に写しがある。
- (56) 「源公実録」に同内容の記事がある。
- (57) 山本博文氏は「松陰の日記」の分析から、吉保が世間の評判に配慮し、「蟲貝の者にだけ便宜をはかつたり、それによつて権勢を振るうというようなことはなく、頼つてくる人々には公平な対応をするよう努めていた」と指摘しており(同氏『武士と世間』中央公論新社、二〇〇三年)、その点はこの部分からも読みとれる。
- (58) ただし嫡子吉憲は正室の実子ではない(『寛政譜』第十二一三二一(二三頁))。
- (59) 上杉綱憲の実子吉周は、吉良上野介義央の養子で、浅野旧臣の討ち入

りの際の対応を咎められ、元禄十六年二月四日に諏訪安芸守忠虎に預けられている(『寛政譜』第一一二三〇頁)。

(60) 上杉家と吉良家の関係は吉周だけではない。綱憲は義央の娘を三人養女に迎えている(『寛政譜』第十二一二三三貢)。

(61) 上杉家と吉良家の関係は吉周だけではない。綱憲は義央の娘を三人で、綱教が死去するのが宝永二年五月十四日である。また、曲渕が鶴姫君死去のため、つとめをゆるされて寄合になるのが、宝永元年五月二十日なので、この書状は、元禄十六年か宝永元年のいずれかである。

(62) 「源公実録」にある光貞・綱教父子の口上書によると、この「上意」とは挙物についてである。なお、日付は前年十一月十一日である。

(63) 「寛政譜」第三一三四一~三四二頁。曲渕軌隆の養女は柳沢家家臣柳沢権大夫保誠の妻である。

(64) 同じ御三家の尾張家については、二代藩主光友の四男友親(友者)の正室が柳沢吉保側室町子の兄正親町公通の女である。結婚後の宝永五年二月三日及び十月五日の将軍柳沢邸御成では、友親は勝手詰を務めている。「鶴籠中記」宝永五年正月六日条には、「於江戸、松平友親美濃守宅にて、但馬守様へ水御祝有之。一つの舞台の真中に、大半切に水を溜、紺青にて鶴松竹を描く。手桶十二。是又同じく描き。近習之者卅人程、或は作り髪、或は袴、又は道外、又は立髪、又は縄帶其外種々の戯れ出立也。但馬様も明衣をめし給ふ。是は偏に美濃守の子伊勢守の徒然慰めと云々。さしも御三家の御子かくかろくしき御事と多く評すと云々。但馬様右之御祝儀に、御金二百両程。右之人數へ被下物に入ると。」との記事がある。つまり、柳沢邸で友親の為に「水御祝」が行われた話である。「水御祝」とは婚礼時あるいは翌年の正月に親戚や友人が新郎に水を浴びせて祝福する婚礼習俗であり、友親は宝永四年七月一日に正室を迎えているので、御祝い自体は問題とされることではないだろう。ただ、それが柳沢吉里の慰めのために行われたことや、非常に贅沢で、友親が二百両を御祝儀としたことが、御三家にあるまじき振る舞いと批判されているのである。なお、他にも「鶴籠中記」宝永三年の記事に、尾張藩附家老竹腰山城守が、柳沢吉保に用事があると音信物を柳沢の御用人

を通じて贈る様子が書かれている。目録を差し出すと柳沢家出入りの町人が用人の判を押した領収書等を持ち集金に来るという。いずれも、柳沢の権勢の大きさが批判的に描かれている。

(66) 〔寛政譜〕（第十一—三八二—三八四頁）。

(67) 〔寛政譜〕（第十一—三八四頁）。

(68) 「大久保忠増記」（東京大学史料編纂所架蔵謄写本、二〇四四一一九四）。

(69) 宝永三年九月三日、同年十二月十一日、同四年一月六日、同五年一月三日、同年十月五日の計五回である。

(70) 〔福寿堂年録〕（東京大学史料編纂所架蔵謄写本、二〇四四一一五四）。

(71) 「常憲院様御朱印之写 他」（大和郡山市教育委員会豊田家史料、五〇〇八）。

(72) 「源公実録」。
(73) 「常憲院様御朱印之写 他」（大和郡山市教育委員会豊田家史料、五〇〇八）。「」内は割り注である。なお「源公実録」にも写がある。

甲斐國者要樞之地而、一門之歴々、雖領來、依真忠之勤、今度山梨・八代・巨摩之三郡一圓「目録在別紙」充行之訖為先祖之舊地、永可令領知之状、如件、
○八。

宝永二年四月廿九日

御朱印

甲斐少将殿

前掲註（71）。「源公実録」にも同内容の記事がある。

(74) 「御意并覚書」。
(75) 「本多忠義」。
(76) 「本多忠義」。
(77) 「下野守^{忠義}様御父能登守^{忠義}様ハ、權現様御孫ニ而被成御座候由之事」と記されていることから、將軍綱吉は、家康の血をひく者（忠義の母が岡崎三郎信康の娘。つまり実際は、忠義は家康の曾孫に当たる。『寛政譜』第十一—二二六頁）の家格を高く位置付けようとして、柳沢が忠平に四品願を勧めたのではないだろうか。

(78) 〔寛政譜〕第三十一—五六—一五七頁。

(79) 前掲註（10）。「源公実録」にも同内容の記事がある。なお、付箋の内容は文章中に組み込まれている。

〔付記一〕 史料閲覧にあたり、（財）郡山城史跡・柳沢文庫保存会の西村幸信氏、大和郡山市教育委員会社会教育課文化財係の服部伊久男氏及び山川均氏に、ご協力・ご助言をいただいた。記して感謝申し上げます。

〔付記二〕 本稿は、平成十五・十六年度科学的研究費補助金（特別研究員奨励費）による研究成果の一部である。